

第199期 中間決算公告

山形市七日町三丁目1番2号
株式会社 **山形銀行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

中間貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	25,818	預 金	1,744,285
コールローン	13,439	譲渡性預金	78,697
買入金銭債権	10,213	借 用 金	52
商品有価証券	3,044	外 国 為 替	82
有 価 証 券	668,245	そ の 他 負 債	10,913
貸 出 金	1,213,056	未 払 法 人 税 等	112
外 国 為 替	424	リ ー ス 債 務	25
そ の 他 資 産	5,708	資 産 除 去 債 務	110
有 形 固 定 資 産	14,267	そ の 他 の 負 債	10,664
無 形 固 定 資 産	1,533	役 員 賞 与 引 当 金	10
繰 延 税 金 資 産	5,515	退 職 給 付 引 当 金	2,905
支 払 承 諾 見 返	14,743	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	215
貸 倒 引 当 金	△ 11,270	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	192
		偶 発 損 失 引 当 金	189
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,925
		支 払 承 諾	14,743
		負債の部合計	1,854,211
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,008
		資 本 剰 余 金	4,938
		資 本 準 備 金	4,932
		そ の 他 資 本 剰 余 金	5
		利 益 剰 余 金	88,174
		利 益 準 備 金	7,076
		そ の 他 利 益 剰 余 金	81,098
		別 途 積 立 金	75,020
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,078
		自 己 株 式	△ 809
		株 主 資 本 合 計	104,311
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,692
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,352
		土 地 再 評 価 差 額 金	877
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,217
		純資産の部合計	110,529
資産の部合計	1,964,741	負債及び純資産の部合計	1,964,741

中間損益計算書 (平成22年 4 月 1 日から
平成22年 9 月 30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		19,712
資 金 運 用 収 益	14,501	
(うち貸出金利息)	(10,892)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,470)	
役 務 取 引 等 収 益	2,928	
そ の 他 業 務 収 益	1,630	
そ の 他 経 常 収 益	651	
経 常 費 用		15,544
資 金 調 達 費 用	1,895	
(うち預金利息)	(1,227)	
役 務 取 引 等 費 用	1,060	
そ の 他 業 務 費 用	874	
営 業 経 費	10,939	
そ の 他 経 常 費 用	774	
経 常 利 益		4,167
特 別 利 益		38
特 別 損 失		109
税 引 前 中 間 純 利 益		4,095
法人税、住民税及び事業税	16	
法 人 税 等 調 整 額	1,529	
法 人 税 等 合 計		1,546
中 間 純 利 益		2,549

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～30年

その他 2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 其の発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金、貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は372百万円(税効果額控除前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより経常利益は0百万円、税引前中間純利益は92百万円、それぞれ減少しております。また、当会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額は110百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 21百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,451百万円、延滞債権額は24,312百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は192百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,042百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,998百万円であります。

なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,776百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	92,901百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,816百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券63,510百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は330百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、522,313百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が516,110百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,791百万円

- | | |
|---|---------------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 24,810百万円 |
| 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,723百万円であります。 | |
| 12. 1株当たりの純資産額 | 648円22銭 |
| 13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 | 13.57% (国内基準) |

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却403百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 14円95銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,141	8,341	199
	その他	—	—	—
	小計	8,141	8,341	199
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,481	1,466	△14
	その他	—	—	—
	小計	1,481	1,466	△14
合計		9,623	9,808	185

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	21
関連法人等株式	—
合計	21

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,861	9,232	3,629
	債券	529,001	515,506	13,494
	国債	302,931	297,355	5,575
	地方債	131,361	126,107	5,254
	短期社債	—	—	—
	社債	94,708	92,043	2,664
	その他	40,200	37,574	2,626
	外国債券	35,059	33,827	1,231
	その他	5,140	3,746	1,394
	小計	582,063	562,313	19,750
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,518	16,397	△ 2,879
	債券	8,955	9,367	△ 411
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,955	9,367	△ 411
	その他	58,675	61,952	△ 3,277
	外国債券	47,423	49,832	△ 2,409
	その他	11,251	12,119	△ 867
	小計	81,149	87,718	△ 6,568
合計	663,213	650,031	13,181	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,365
その他	111
合計	1,476

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は4,279百万円増加、「繰延税金資産」は1,711百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,567百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間期における減損処理額は、439百万円(うち株式393百万円、投資信託45百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当中間期末日の時価が取得価額の50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,659百万円
退職給付引当金	1,162
有価証券償却	1,769
減価償却	1,091
税務上の繰越欠損金	1,416
その他	2,331
繰延税金資産小計	11,432
評価性引当額	△1,306
繰延税金資産合計	10,123
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,600
その他	7
繰延税金負債合計	4,608
繰延税金資産の純額	5,515百万円

第 199 期 中間決算公告

山形市七日町三丁目 1 番 2 号
株式会社 **山形銀行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7 社

主要な会社名

山銀リース株式会社
山銀保証サービス株式会社
やまぎんカードサービス株式会社
やまぎんキャピタル株式会社
山銀システムサービス株式会社
山銀ビジネスサービス株式会社
木の実管財株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 7 社

中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	25,824	預 金	1,742,687
コールローン及び買入手形	13,439	譲 渡 性 預 金	73,167
買 入 金 銭 債 権	11,364	借 用 金	3,192
商 品 有 価 証 券	3,044	外 国 為 替	82
有 価 証 券	668,286	そ の 他 負 債	16,145
貸 出 金	1,204,516	役 員 賞 与 引 当 金	10
外 国 為 替	424	退 職 給 付 引 当 金	2,930
そ の 他 資 産	20,856	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	230
有 形 固 定 資 産	14,802	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	192
無 形 固 定 資 産	1,633	偶 発 損 失 引 当 金	189
繰 延 税 金 資 産	5,981	利 息 返 還 損 失 引 当 金	53
支 払 承 諾 見 返	21,543	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,925
貸 倒 引 当 金	△ 13,938	支 払 承 諾	21,543
		負 債 の 部 合 計	1,862,349
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	12,008
		資 本 剰 余 金	4,939
		利 益 剰 余 金	88,182
		自 己 株 式	△ 809
		株 主 資 本 合 計	104,320
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,692
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,352
		土 地 再 評 価 差 額 金	877
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,217
		少 数 株 主 持 分	4,890
		純 資 産 の 部 合 計	115,429
資 産 の 部 合 計	1,977,778	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,977,778

中間連結損益計算書

(平成22年 4月 1日から
平成22年 9月 30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		23,094
資 金 運 用 収 益	14,548	
(うち貸出金利息)	(10,928)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,470)	
役 務 取 引 等 収 益	3,591	
そ の 他 業 務 収 益	4,297	
そ の 他 経 常 収 益	656	
経 常 費 用		18,749
資 金 調 達 費 用	1,917	
(うち預金利息)	(1,227)	
役 務 取 引 等 費 用	1,019	
そ の 他 業 務 費 用	3,265	
営 業 経 費	11,634	
そ の 他 経 常 費 用	913	
経 常 利 益		4,344
特 別 利 益		402
特 別 損 失		199
税金等調整前中間純利益		4,546
法人税、住民税及び事業税	105	
法人税等調整額	1,959	
法人税等合計		2,064
少数株主損益調整前中間純利益		2,481
少数株主利益		228
中 間 純 利 益		2,253

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産(リース資産を除く)
当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
その他	2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 - (ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
 - (ハ) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

- (11) 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況を勘案し、返還見込み額を合理的に見積もり計上しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (13) リース取引の処理方法
(借手側)
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(貸手側)
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月31日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。
また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金、貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。
なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。
また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。
当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は372百万円(税効果額控除前)であります。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。
- (15) 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (16) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより経常利益は0百万円、税金等調整前中間純利益は92百万円、それぞれ減少しております。また、当会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額は110百万円であります。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、4,541百万円、延滞債権額は23,913百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は263百万円であります。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払い日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,055百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,773百万円であります。
 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
 これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,776百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	92,901百万円
その他資産	109百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	3,816百万円
借 用 金	80百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券63,510百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は333百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、541,050百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が534,847百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,791百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 25,198百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,723百万円 であります。
11. 1株当たりの純資産額 648円28銭
12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 14.00% (国内基準)

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却403百万円を含んでおります。
2. 特別利益には、貸倒引当金戻入益394百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 13円21銭

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年9月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません((注)2 参照)。また、重要性が乏しいと思われる科目については表記を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	25,824	25,824	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,623	9,808	185
其他有価証券	657,161	657,161	—
(3) 貸出金	1,204,516		
貸倒引当金(※1)	△11,964		
	1,192,551	1,210,352	17,800
資産計	1,885,159	1,903,145	17,986
(1) 預金	1,742,687	1,744,045	1,358
(2) 譲渡性預金	73,167	73,170	2
負債計	1,815,854	1,817,215	1,360
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(41)	(41)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,824)	(3,824)	—
デリバティブ取引計	(3,866)	(3,866)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が1年以内と短期であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額および利息の合計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は、4,279百万円増加、「繰延税金資産」は、1,711百万円減少、「其他有価証券評価差額金」は、2,567百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティーが主な価格決定変数であります。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間(残存期間または金利の更改期間)に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高に算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(為替予約等)等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	1,390
② 組合出資金(※3)	111
合 計	1,501

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について9百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,141	8,341	199
	その他	—	—	—
	小計	8,141	8,341	199
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,481	1,466	△14
	その他	—	—	—
	小計	1,481	1,466	△14
合計		9,623	9,808	185

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,871	9,237	3,634
	債券	529,001	515,506	13,494
	国債	302,931	297,355	5,575
	地方債	131,361	126,107	5,254
	短期社債	—	—	—
	社債	94,708	92,043	2,664
	その他	40,200	37,574	2,626
	外国債券	35,059	33,827	1,231
	その他	5,140	3,746	1,394
	小計	582,073	562,318	19,755
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,545	16,430	△2,884
	債券	8,955	9,367	△411
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,955	9,367	△411
	その他	58,675	61,952	△3,277
	外国債券	47,423	49,832	△2,409
	その他	11,251	12,119	△867
小計	81,176	87,750	△6,573	
合計		663,250	650,068	13,181

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、439百万円(うち株式393百万円、投資信託45百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当中間連結会計期間末日の時価が取得価額を50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(企業結合関係)

共通支配下の取引等

連結子会社木の実管財(株)信用保証事業の会社分割

当行の連結子会社である木の実管財(株)は、平成22年2月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成22年4月1日付けで、信用保証事業を会社分割し、山銀保証サービス(株)へ承継いたしました。

1. 会社分割の理由

山銀保証サービス(株)は当行グループの信用保証事業の中核となる会社であり、機動的な事業展開、経営資源の最適化を図るため行ったものであります。

2. 会社分割する事業内容

会社分割する事業内容:信用保証事業

3. 会社分割の形態

木の実管財(株)を分割会社とし、山銀保証サービス(株)を承継会社とする吸収分割方式であります。

4. 会社分割の時期

会社分割の時期:平成22年4月1日

5. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。